

平成 20 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成 20 年 1 月 21 日

平成 20 年第 1 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 20 年第 1 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (13 時 30 分)
議 長		報告いたします。 会議を開く前に、昨年 12 月 25 日に逝去された故 安村邦雄さんに対し、松橋昌和さんより追悼演説を行いたい旨、申し出がありますので、これより追悼演説を行います。 松橋昌和さん (故 安村邦雄さんに対し、追悼演説を行った。)
6 番松橋議員	議 長	追悼演説が終わりました。 これより故 安村邦雄さんの霊に対し、黙とうを捧げますので、ご起立願います。 「黙とう」
議 長		黙とうを終わります。 ご遺族が退席されます。 (ご遺族退席)
議 長		村長より招集の挨拶があります。 村 長
村 長		本日ここに、平成 20 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、定刻までにご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。また 2008 年の新しい年を迎えまして、新年のお喜びを申し上げたいと存じます。本年もよろしくお願いを申し上げます。 しかしながら、昨年 12 月 25 日に志半ばで病に倒れ他界となりました故安村邦雄議員の議席に静かに飾られた花束を見ますと村づくりに情熱を捧げられました在りし日のお姿が目には浮かぶものでございます。ただいま、松橋議員より追悼の言葉がございましたが、更別村にとりまして誠に大きな人材を失い、痛恨の極みでございま

す。村民の皆様とともに心からご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。つきましては、故安村議員のご意志を大切に村づくりを推進させていただくものでございます。

今臨時会におきましては、議案といたしまして職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、国民健康保険特別会計補正予算の件他となっております。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長 村長の挨拶が終わりました。
ただちに本日の会議を開きます。

(13時40分)

議長 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。
議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長において7番本多さん、1番赤津さんを指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

堂場議会運営委員長

議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
さきに、第1回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ1月21日午後1時00分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって会期は1日間と決定しました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

本日午前中に開催されました産業文教常任委員会において、常任委員長欠員に伴う委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の

		報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。
		産業文教常任委員長に松橋委員、副委員長に本多委員、以上のとおり互選された旨報告がありました。
		その他の諸般の報告については、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第5、教育行政報告を行います。
		教育行政報告は文書で配布されております。
		これで教育長からの教育行政報告を終わります。
		これから教育行政報告に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
議	長	日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。
		おはかりいたします。
		欠員に伴う議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、松橋さんを指名いたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
議	長	日程第7、選挙第1号 南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。
		おはかりいたします。
		選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。
		指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議長が指名することに決定しました。
		欠員の南十勝消防事務組合議会議員に菊地さんを指名します。
		おはかりいたします。
		ただいま議長が指名しました、菊地さんを南十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議 長 したがって、ただいま指名いたしました菊地さんが南十勝消防事務組合議会議員に当選されました。

議 長 ただいまから当選されました菊地さんが議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知します。

村 長 日程第 8、議案第 1 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

村 長 村 長 提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長 議案第 1 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

村 長 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

村 長 理由といたしましては、更別村職員の給与について、財政状況を鑑み、行財政改革の一環として行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。

村 長 次のページが改正条文の本文でございますが、資料を提出させていただきます。資料に基づき、改正内容を説明させていただきます。資料をご覧くださいと思います。

村 長 議案第 1 号の資料といたしまして、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、附則におきまして、6 号、現行では平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における給与条例の適用に関する特例措置、7 号では、平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における前項の規定の適用については、給与条例別表第 1(一)の行政職給料表の額に 100 分の 2.5 を乗じて得た額、(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)といたしますが、これを減じて得た額となっております。この 2.5%の減額の適用につきましては、平成 20 年 3 月 31 日となっておりますものを平成 21 年 3 月 31 日、1 年間これを延長するものでございます。改正後の欄を見ていただきますが、平成 20 年 3 月 31 日となっておりますものを平成 21 年 3 月 31 日までに改めるものでございます。今回の 2.5%削減によりまして給料、手当に係る各種負担金等を含めまして、年間 10,440 千円程削減となるものでございます。

村 長 職員におきましては、昨今の燃料の高騰、各種制度改正による負担増等、生活への影響が大きいものでございますが、年々、村財政も厳しさを増す中でございまして、これらの状況にご理解とご協力を得て 1 年間 2.5%削減の条例改正を行うものでございます。

議 長 よろしく願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議	長	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>
議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第9、議案第2号 平成19年度 更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p>村 長</p> <p>議案第2号 平成19年度 更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件でございます。</p> <p>平成19年度 更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるものでございます。</p> <p>第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476,689千円とするものでございます。</p> <p>2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。</p> <p>まず歳出からご説明させていただきたいと思いますが、6ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、930千円を追加して合計で4,200千円とするものでございます。内訳といたしましては、節の13委託料で930千円追加をいたします。この内容につきましては、平成20年度からの国保制度改正に対応できるよう、国保情報データシステムのバージョンアップを図るものでございます。これに係る経費として930千円を追加するものでございます。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては4,500千円を追加し、合計で18,660千円とするものでございます。内訳といたしましては、負担金補助及び交付金におきまして4,500千円、一般被保険者高額療養費といたしまして4,500千円、これらの件につきましては12月でも補正いたしましたところでございますけれども、その後12月請求分において合計3,000千円以上のケースが発生してまいりまして、今後もこれらのことが続くとすれば3月</p>

議会の補正に間に合わないということもございまして、今回予算不足となるために補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきますが、5ページをご覧いただきたいと思います。款3 国庫支出金につきましては合計で2,460千円を追加し123,289千円とするものでございます。項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、1,530千円を追加し、112,526千円、内訳といたしましては、節1、現年度分として1,530千円、これにつきましては、高額療養給付費4,500千円の追加でございますので、この34%にあたる1,530千円を歳入としてみるものでございます。項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、930千円を追加するものであります。節1、財政調整交付金930千円、これは特別調整交付金として930千円をみますが、これにつきましては、歳出で説明いたしました国保情報データシステムの更新に伴う交付金といたしまして、930千円を見込むものでございます。続いて、款5 道支出金、項2 道補助金、目1 道財政調整交付金につきましては270千円追加し、20,833千円とするものであります。節1、道財政調整交付金2,700千円、これは普通調整交付金でございます。高額療養給付費等に係る追加の4,500千円の6%にあたる分をみるものでございます。款8 繰入金、項2 基金繰入金、目1 基金繰入金270千円を追加し、13,322千円とするものでございます。今回、医療費の追加等にあたりまして、各、国・道の負担金、交付金等を差し引きまして、2,700千円不足となるわけございまして、今回これを基金繰入金において歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成19年度 更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これにて平成20年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(14時00分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 1 月 21 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎